

# 利 用 契 約 書

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と社会福祉法人寿敬会 (以下「乙」という。) は、乙の行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用について、次のとおり契約する。

### (総則)

第1条 乙は、介護保険法 (平成9年法律第123号) 及びその関係法令並びにこの契約書に定めるところに従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な介護予防サービス・支援計画書を作成し、当該計画に従った適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関との連絡調整その他の便宜を甲に提供するものとする。

### (契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

- 2 前項に定める期間中に、甲からの契約終了の申し出がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 3 契約期間中に甲の計画が変更され介護予防支援となり、介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者との契約を甲が締結した場合は、本契約は一時中止とする。甲の要支援の認定継続中に、再び介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務を乙又は第12条に規定する指定居宅介護支援事業者が行う際は、本契約を再開するものとする。

### (担当職員の選任)

第3条 乙は、和歌山市地域包括支援センター和佐に属する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員のうちから甲を担当する職員 (以下「担当職員」という。) を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めるものとする。

- 2 乙は、乙の都合により担当職員を変更しようとするときは、甲と協議するものとする。

### (介護予防サービス・支援計画の作成)

第4条 乙は、次に掲げる手順に従い、介護予防サービス・支援計画 (以下「ケアプラン」という。) を担当職員に作成させるものとする。

- (1) 甲についてのアセスメント (甲の生活機能及び健康状態並びにその置かれている環境、甲及びその家族の要望等を確認し、現に抱える問題点の特定及び解決すべき課題の把握をすることをいう。以下同じ。) の実施
- (2) ケアプラン原案の作成
- (3) ケアプラン原案の甲又は甲の家族への説明
- (4) ケアプランの甲への交付

### (モニタリング及び評価)

第5条 乙は、ケアプランの作成後、次に定める業務を担当職員に行わせる。

- (1) 甲についての継続的なアセスメントを含むケアプランの実施状況の把握
- (2) ケアプランの目標の達成状況についての評価

2 乙は、必要と認めるときは、サービス事業者との連絡調整等を行うものとする。

(ケアプランの変更)

第6条 甲がケアプランの変更を希望し、又は乙がケアプランの変更が必要と認めるときは、乙は、甲乙協議の上、ケアプランを変更するものとする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等)

第7条 乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する記録を作成することとし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した日から5年間保管しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定により作成し、又は保管する記録を閲覧し、又はその写しの交付を受けることができるものとする。この場合における当該写しの作成に係る費用は、甲が負担しなければならない。

(費用の負担)

第8条 乙は、この契約による介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要する費用を甲の加入する介護保険の保険者に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約により通常介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う地域以外の地域において乙が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うことがこの契約の目的を達成するために必要となった場合における当該交通費その他の費用は、甲の負担とする。

(契約の終了)

第9条 甲が次のいずれかに該当することとなったときは、この契約は終了する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 要介護・要支援認定区分が「非該当」又は「要介護」と認定されたとき。
- (3) 市外へ転出し、和歌山市が行う介護保険の被保険者でなくなったとき及び地域包括支援センター和佐の圏域外へ転居したとき。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙が使用する者は、この契約に係る介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う上で知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も、また、同様とする。

2 乙は、この契約に係る業務を処理する上で知り得た個人情報を本来の目的とするもの以外のものに利用してはならない。

3 乙又は乙が使用する者が秘密を漏らしたために甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第11条 乙は、この契約による介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたって、乙の責めに帰すべき事由により甲の身体又は財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲に

において損害を賠償しなければならない。

### (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託)

第12条 乙は、甲からの要求があった場合、この契約により乙が行うべき介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

2 前項の場合においては、第3条から第7条までの規定により乙が負うべき義務は、同項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者が負うものとする。

3 前2条の規定は、第1項の規定により乙が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託をした場合に準用する。この場合において、第10条第1項中「乙及び乙」とあるのは「乙並びに第12条第1項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者（以下「受託事業者」という。）及び受託事業者」と、同条第2項中「乙は」とあるのは「乙及び受託事業者は」と、同条第3項中「乙又は乙」とあるのは「乙又は受託事業者若しくは受託事業者は」と、同条第4項中「乙は」とあるのは「乙又は受託事業者は」と、前条中「乙」とあるのは「受託事業者」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 甲と乙は、介護保険法その他の法令の定めるところを遵守し、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議の上、定めるものとする。  
この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

(甲)

住 所 和歌山市

氏名  印

(乙)

住所 和歌山市平尾 2 番地 1

名称 社会福祉法人寿敬会

代表者名 理事長 中 谷 剛 印